三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○農林水産省環境省告示第五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園に関する霧島生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

環境大臣　大塚　珠代

霧島錦江湾国立公園に関する霧島生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ニホンジカの個体数調整や植生の保護対策等を通じてニホンジカの影響が及ぶ以前と考えられる一九九〇年代半ばの植生を目安として、霧島地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

霧島錦江湾国立公園のうち霧島地域全域

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○農林水産省環境省告示第六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、屋久島国立公園に関する屋久島生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

環境大臣　大塚　珠代

屋久島国立公園に関する屋久島生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ヤクシカ個体群の維持にも配慮しつつ、絶滅のおそれのある種等を含む多様な植生及び森林等の更新の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

屋久島国立公園のうち屋久島に係る地域

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○経済産業省告示第百十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　経済産業大臣　林　幹雄

題名中「原子力発電施設」を「原子力発電施設等」に改める。

第一条中「原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金」を「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」に改める。

第二条第一項第一号中「）が設置するものを除く」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条第一項各号列記以外の部分中「対象道県」という。）」の下に「又はその区域内に設置された原子力発電施設が廃止された市町村（以下「対象市町村」という。）」を、「当該変化」の下に「又は廃止」を、「により」の下に「対象道県の」を、「事業地域」の下に「又は対象市町村の区域」を加え、同項第六号中「振興のための事業」の下に「対象道県の」を、「事業地域」の下に「又は対象市町村の区域」を加え、同条第三項中「交付金」を「対象道県に対する交付金」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2　一の対象市町村に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、その区域内に設置された原子力発電施設が廃止された日が属する会計年度（以下この項及び次条第二項において「廃止会計年度」という。）における電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号）第十一条第一項第十一号に掲げる算式により算定した金額に、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額とする。

廃止会計年度の次の会計年度	○・八
右欄の会計年度の次の会計年度	○・七
右欄の会計年度の次の会計年度	○・六
右欄の会計年度の次の会計年度	○・五
右欄の会計年度の次の会計年度	○・五
右欄の会計年度の次の会計年度	○・四